（ 資 格 の 公 示 ）

北海道教育庁石狩教育局告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和８年10月29日

北海道教育庁石狩教育局長　行　徳　義　朗

１　資格及び調達をする役務等の種類

令和８年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契約

令和８年10月29日に一般競争入札の公告を行う北海道札幌啓成高等学校構内除排雪業務委託契約

⑵　資格

北海道札幌啓成高等学校構内除排雪業務委託契約の資格（以下「資格」という。）

⑶　役務等の種類

北海道札幌啓成高等学校構内除排雪業務

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

⑴　地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑸　暴力団関係事業者等でないこと。

⑹　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）

イ　消費税及び地方消費税

⑺　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

⑻　資格審査の申請をしようとする日現在において、引き続き２年以上その事業を営んでいること。

⑼　北海道内に本店を有し、かつ、石狩振興局管内に本店、支店又は営業所等を有していること。

⑽　令和６年４月１日以降に、１の⑴に定める契約と、種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行を終えたものであること。

⑾　次の機種を自己所有、賃貸借等で用意し、かつ、業務を実施できること。

ア　除雪ドーザ　*ホイール型11ｔ級以上マルチプラウ*

イ　除雪ドーザ　*ホイール型11ｔ級以上スノーバケット1.5m^3以上*

ウ　ダンプトラック　*10*ｔ積級以上

３　資格要件の特例

⑴　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、２の⑻に掲げる資格要件は、適用しない。

ア　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ　企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

⑵　中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは２の⑽に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4　資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

⑴　申請の時期

資格審査の申請は、令和８年10月29日から令和８年11月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時00分から午後４時00分までの間にしなければならない。

⑵　申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道札幌啓成高等学校のホームページ（http://www.sapporokeisei.hokkaido-c.ed.jp/office）においてダウンロードすることができる。

⑶　申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8　資格に関する事務を担当する組織

⑴　名称　　北海道札幌啓成高等学校

⑵　所在地　　札幌市厚別区厚別東４条８丁目６番１号

⑶　電話番号　（０１１）８９８－２３１１